

熊本市営繕工事における熱中症対策に資する費用計上の試行要領

制定 令和5年（2023年）3月2日公共建築部長決裁
改正 令和5年（2023年）9月4日公共建築部長決裁
改正 令和6年（2024年）10月15日公共建築部長決裁
改正 令和7年（2025年）3月19日公共建築部長決裁

（趣旨）

第1条 この要領は、近年の夏季における猛暑日等の気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 試行の対象工事は、熊本市が発注する全ての営繕工事を対象とする。

2 設計書概要に、熱中症対策に係る試行を行う旨を明示する。

（熱中症対策に資する費用計上の試行対象項目）

第3条 熱中症対策に資する費用計上の試行対象項目（以下「対象項目」という。）は、一般的な熱中症対策（別表参照）以外とする。（対象項目の例：遮光ネット（足場に設置するものに限る））

（試行方法）

第4条 発注者は、当初設計に対象項目に要する費用を計上せず発注する。

2 受注者は、対象項目の実施を希望する場合、契約後速やかに発注者と以下の事項を協議し、協議結果を施工計画書に記載する。

- (1) 対策内容（対象項目に該当するか判断）
- (2) 設置期間
- (3) 設置場所

3 受注者は対象項目を設置した後、様式1「熱中症対策チェックシート」に必要事項を記入し、対象項目の仕様が分かる資料を添付して、発注者に提出する。

4 発注者は、設置された対象項目を現場において、様式1により確認を行う。

5 受注者は、対象項目の設置に要した費用が確定したら、速やかに費用の内訳が分かる取引書類等を発注者に提出する。

6 発注者は、第4項により対象項目の設置が確認できた場合は、対象項目の設置に要した費用を変更設計書に計上する。

（積算方法）

第5条 対象項目に係る費用の積算にあたっては、費用の内訳が分かる取引書類等に記載

のリース代を参考とし、計上する。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項は、必要に応じ受発注者間で協議の上、定めるものとする。

2 総合評価落札方式での技術提案のテーマとして熱中症対策は求めないこととする。ただし、一般的な熱中症対策以外を目的として技術提案があり、採用した場合、その費用は受注者負担とする。

3 工事成績評定において、熱中症対策実施による加点は行わない。

附 則

この要領は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年（2023年）10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年（2024年）11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。

(別表)

一般的な熱中症対策に係る項目（共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる項目）

- ・ 作業場用大型扇風機
- ・ 作業場換気用送風機
- ・ エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
- ・ 熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
- ・ 遮光チョッキ、空調服
- ・ ドライミスト
- ・ 暑さ指数（WBGT値）の計測装置 等